

調理師試験の実施について（公告）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和8年度新潟県調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第3条の2第2項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

令和8年4月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験日時

(1) 本試験

令和8年10月31日（土） 午後1時30分から3時30分まで
ただし、午後1時までに指定の座席へ着席すること。

(2) 再試験

災害等、やむを得ない事情により試験を延期する場合、再試験を実施する。
令和8年12月12日（土） 午後1時30分から3時30分まで
ただし、午後1時までに指定の座席へ着席すること。

2 本試験の場所

朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター（新潟市中央区万代島6-1）

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（中学校卒業以上の者）又は調理師法附則第3項の規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて、2年以上、調理業務に従事した者。

なお、正規職員以外（パート・アルバイト等）であっても、週4日かつ1日6時間以上又は週5日かつ1日5時間以上の勤務（実働）を原則とし、反復継続的に調理業務に従事している場合は、当該雇用形態で勤務していた期間を調理業務に従事した期間としてみなすことができるものとする。

5 提出書類

(1) 受験申請書

(2) 受験票・写真台帳

(3) 受験手数料の領収証書

(4) 受験票送付用封筒

(5) 調理業務従事証明書

(6) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書（該当者のみ）

(7) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等（該当者のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）

(8) 国籍等表示のある住民票（外国籍の方のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）

(9) 学力認定書（次の者のみ）

・学校教育法による各種学校として認可されている外国人学校（朝鮮学校やインターナショナルスクール等）の卒業生

・外国における学校教育が9年未満の課程の卒業生

上記(1)～(5)については、公益社団法人調理技術技能センターが定める様式を使用すること。

なお、平成30年度以降に新潟県調理師試験を申し込んだ者については、その際に交付された受験票を提出することにより、上記(6)、(7)及び(9)の提出を省略することができる。過去の受験票を紛失した場合は、本人確認のできる公的証明書（運転免許証・健康保険証等）のコピーを提出すること。

6 受験手数料

(1) 受験手数料は、6,400円を受験申請用書類に同封されている払込取扱票にて支払い後、金融機関の領収印が押印された領収証書を受験票の裏面に貼付すること。

(2) 受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても受験手数料を返還しない。

7 受験申請に関する書類の受付期間及び提出先

(1) 一般郵送受付

申請用封筒に提出書類一式を封入の上、「簡易書留」で郵送すること。

ア 受付期間

令和8年5月7日（木）から6月3日（水）まで（当日消印有効）

イ 提出先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

（〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-4-1 内山ビル2階）

8 合格者の発表

令和8年12月18日（金）

9 その他

受験手続に関する問い合わせは、公益社団法人調理技術技能センター（03-3667-1815）へ行うこと。